

IRCA ブリーフィングノート： ISO/FDIS 19011:2011 – マネジメントシステム監査の指針

はじめに

国際審査員登録機関（IRCA）は、ISO/FDIS 19011:2011 に対する IRCA の理解について、IRCA 登録審査員、IRCA 認定トレーニング機関及びその他の利害関係者の皆様とコミュニケーションを図るため、このブリーフィングノートを作成しました。

本ブリーフィングノートの内容は、誠実に IRCA の意見をご提供するものです。従って、営利目的での複製や使用は望ましくありません。また、IRCA 登録審査員及び IRCA 認定トレーニング機関の皆様は、ISO 19011:2011 発行時には規格に精通していることが求められます。

- 2011 年 7 月、各国国家標準化機関向けに FDIS が発行
- 2011 年 10 月、ISO 19011:2011 発行予定

2002 年に初版が発行されて以来、多くの新たなマネジメントシステム規格が発行されています。その結果、より一般的なガイダンスを提供するだけでなく、より幅広いマネジメントシステム審査の範囲について検討する必要性が生じました。このニーズを反映し、「マネジメントシステム監査の指針」として標題及び内容が改定されることとなりました。

ISO 19011:2011 は中小規模の組織を含む全てのユーザーに向けたガイダンスを提供し、内部（第一者）監査及び通常、顧客が供給者に対して実施する第二者監査と一般的に呼ばれている監査に焦点を当てています。

ISO/IEC 17021:2011 と ISO 19011:2011 の関係

ISO 19011 は以下において有用なガイダンスを提供することを意図している		
内部監査	外部監査／審査	
一般的に第一者監査と呼ばれる	供給者監査 一般的に第二者監査と呼ばれる	第三者審査 例：法的、認証及び類似の目的で実施される
		ISO/IEC 17021:2011 適合性評価 - マネジメントシステムの審査及び認証を行う機関に対する要求事項

2nd Floor North
Chancery Exchange
10 Furnival Street
London
EC4A 1AB
Tel +44 (0)20 7245 6833
Fax +44 (0)20 7245 6755
Email irca@irca.org
Website www.irca.org

IRCA is an operationally independent division of the Chartered Quality Institute, incorporated by Royal Charter and registered as charity number 259678

Headquarters and Registered Office:
2nd Floor North
Chancery Exchange
10 Furnival Street
London
EC4A 1AB

ISO 17021:2011 の発行に伴い、現在、2つの独立した規格が存在していることとなります。

- ISO 19011:2011 - マネジメントシステム監査の指針及び
- ISO 17021:2011 - 適合性評価 - マネジメントシステムの審査及び認証を提供する機関に対する要求事項

ISO 19011:2011 のガイダンスを相当な変更であると思われる方もいれば既に実施されているグッドプラクティスを主にとらえたものであるとお考えの方もあられるでしょう。IRCA は、ISO 19011:2011 の発行により、監査員、マネジメントシステム実施組織及びマネジメントシステムの監査を実施する必要のある組織に、自らの慣行を再評価し、改善の機会を明確にする機会が与えられると考えております。

ISO 19011:2011 の変更点のまとめ

概要

ISO 19011 はマネジメントシステム監査に関与している人々に対し、多くの組織が複数の分野（例えば品質、環境、労働安全、情報セキュリティ等）を運営しているという現在の状況に合った良い監査慣行を提供するために改定されます。

ガイダンスの基礎となる**監査の原則**も改定され、「機密保持 - 情報のセキュリティ」という新たな原則を含んだ形で拡大されます。この原則により、監査員は職務中に取得した情報の使用と保護を慎重に行うことが要求されます。

ISO 19011:2011 の本文には、**監査プログラムの管理**及び**監査実施**のベストプラクティスについて詳しく述べられています。最新の考え方を反映すべく改訂され、中には大幅に拡張されている部分もあります。このセクションでは、組織のマネジメントシステムの規模、レベル、成熟度、及び監査対象となる組織の性質と複雑さに応じて柔軟に利用されることを意図した詳細なガイダンスが提供されています。監査におけるリスクの概念が導入されています。ガイダンスの中には、2つまたはそれ以上のマネジメントシステムを同時に監査する複合監査（例：EMS と OHSAS）に関するものもあります。また、遠隔監査の技術の利用も認識されています。例えば、遠隔インタビューの実施や遠隔的な記録レビューなどです。大幅に書き改められているものの、このセクションに規定されている監査プログラムの運営管理や監査の計画及び実施への全体的なアプローチは、旧規格及び ISO 17021:2011 の要求事項と整合しています。

2nd Floor North
Chancery Exchange
10 Furnival Street
London
EC4A 1AB
Tel +44 (0)20 7245 6833
Fax +44 (0)20 7245 6755
Email irca@irca.org
Website www.irca.org

IRCA is an operationally independent division of the Chartered Quality Institute, incorporated by Royal Charter and registered as charity number 259678

Headquarters and Registered Office:
2nd Floor North
Chancery Exchange
10 Furnival Street
London
EC4A 1AB

監査員の力量及び評価のガイダンスは変更されています。ISO 19011:2011 では複数の分野を網羅したマネジメントシステムの監査を取り扱っているため、いくつかのガイダンスには大幅な変更が導入されています。大きな変更点は以下の通りです。

- ISO 19011:2011 では、監査員に必要な力量とは、マネジメントシステムに関する一般知識及び技能に加え、分野（例：EMS）及びセクター（例：航空宇宙）に関する知識及び技能であるとされています。附属書 A（参考）に、以下のような特定の分野に関する監査員の知識及び技能の例が掲載されています。
 - 輸送安全マネジメント
 - 環境マネジメント
 - 品質マネジメント
 - 記録の運営管理
 - 回復力、セキュリティ、準備及び継続マネジメント
 - 情報セキュリティ
 - 労働安全衛生

セクター特有の監査員の知識及び技能に関するガイダンスはありません。これらについては将来開発され、別の形で発行されるかもしれません。

- ISO 19011:2002 では、監査を実施し、監査チームを主導する知識及び技能の開発に寄与するとして、教育、実務経験、監査員トレーニング及び監査経験に関するガイダンスが提供されていました。ISO 19011:2011 においてもマネジメントシステム監査員及び監査チームリーダーの知識及び技能に関するガイダンスが提供されていますが、監査員が教育、実務経験、監査トレーニング及び監査経験を全て兼ね備えていなければならないことへの言及はありません。

力量は、ISO 19001:2011 でも ISO 17021:2011 でも、「意図された結果を達成するために知識及び技能を適用する能力」と規定されていますが、上記の変更は、教育、実務経験、トレーニング及び監査経験が力量を実現するものであることを認めた上でのものです。また、ISO 19011:2011 も ISO 17021:2011 も、力量は評価しなければならないことを認めており、評価はテストや試験、面接及び監査への立会を組み合わせるなど、様々な方法で実施することができます。

2nd Floor North
Chancery Exchange
10 Furnival Street
London
EC4A 1AB
Tel +44 (0)20 7245 6833
Fax +44 (0)20 7245 6755
Email irca@irca.org
Website www.irca.org

IRCA is an operationally independent division of the Chartered Quality Institute, incorporated by Royal Charter and registered as charity number 259678

Headquarters and Registered Office:
2nd Floor North
Chancery Exchange
10 Furnival Street
London
EC4A 1AB

詳細のレビュー

1. **適用範囲** - 大きな変更はありません。
2. **引用規格** - 旧版で用語及び定義の引用規格として挙げられていた ISO 9000 (品質) 及び ISO 14040 (EMS) は削除されました。
3. **用語及び定義** - オブザーバー及び案内役、そしてリスクの定義が導入されています。リスクという用語は、ISO 19011:2011 では「リスクに基づいた監査」及び「監査プログラムのリスク」という文脈の中で使われています。力量の定義は改訂されており、言い回しの点では軽微な変更のように見えるものの、組織に意図された結果を達成するための力量を決定することを要求しています。この決定の第一歩は、監査プログラムの管理及び監査の実施に関連する様々な活動の意図された結果を定義することです。この変更は ISO 17021:2011 と整合しています。
4. **監査の原則** - 5 項目から 6 項目に拡大されました。原則 (a) から (d) は監査員及び監査プログラムを管理する人に関するものです。原則 (e) 及び (f) は監査に関するものです。
 - **完全性** - 職業専門家であることの基礎。旧規格の「倫理的行動」に代わり、さらに拡大されている。
 - **公正な報告** - ありのままに、かつ、正確に報告する義務。軽微な拡大。
 - **職業専門家としての正当な注意** - 監査の際の注意及び判断の適用。「必要な力量をもつことは、一つの重要な要素である」という文言が削除され、代わって「正当な注意を払いながら業務を実施することにおいて重要な要素となるのは、あらゆる監査の状況において道理に基づいた判断を下す能力をもつことである」という文言が加われました。
 - **機密保持** - 情報のセキュリティ。監査員は職務中に入手した情報の使用及び保護を慎重に行わなければならないという新たな原則。この原則は、そのような情報を個人的な目的、または被監査者の正当な利益を損なうような方法での不適切な使用について言及しています。
 - **独立性** - 監査の公平性及び監査結論の客観性の基礎。小規模組織において、内部監査員が完全に独立した立場にあることは難しいであろうことを認識しつつ、達成すべき独立性の程度について、より具体的なガイダンスが提供されています。また、内部監査員は監査対象となる機能部門の運用管理者から独立していなければならないことにも言及しています。これは、認証機関が一般に適用している独立性の解釈を反映したものです。
 - **証拠に基づくアプローチ** - 体系的に信頼性及び再現性のある監査結論に到達するための合理的な方法。軽微な言い回しの変更。

2nd Floor North
Chancery Exchange
10 Furnival Street
London
EC4A 1AB
Tel +44 (0)20 7245 6833
Fax +44 (0)20 7245 6755
Email irca@irca.org
Website www.irca.org

IRCA is an operationally independent division of the Chartered Quality Institute, incorporated by Royal Charter and registered as charity number 259678

Headquarters and Registered Office:
2nd Floor North
Chancery Exchange
10 Furnival Street
London
EC4A 1AB

5. **監査プログラムの管理** – 大幅に改訂されています。ガイダンスの明確性が向上し、プロセスの流れに沿ったセクション構成となっています。

- 5.1 – 一般
- 5.2 – 監査プログラムの目的の確立
- 5.3 – 監査プログラムの確立
- 5.4 – 監査プログラムの実施
- 5.5 – 監査プログラムの監視
- 5.6 – 監査プログラムの見直し及び改善

一般 – このセクションでは、組織が複数のマネジメントシステム規格を実施しているかもしれないことが認識されています。ISO 19011 の旧版では、一つ以上の監査プログラムを確立している組織について言及されていましたが、ISO/FDIS 19011:2011 では、一つ以上のマネジメントシステム規格を考慮した監査を含むことができる監査プログラムについて言及されています。実際は、旧版と最新版にほとんど違いはありません。

このセクションは、マネジメントシステム内の重要点を監査するための監査資源の割り当てについて言及しています。この概念はリスクを基礎とした監査として一般的に知られていることが述べられています。これは、例えば ISO 9001:2008 などの多くのマネジメントシステム規格の要求事項を反映したものです（必ずしもリスクという用語が使われているわけではありません）。

監査プログラムの目的の確立 – セクションのタイトルが改訂されました。その他については、監査プログラムの目的の確立時に考慮すべき事項のリストが拡大された以外は、ほとんど実質的な変更はありません。2011 年版には、例えば前回までの監査や監査対象のマネジメントシステムの成熟度に関する項目が含まれています。また構成を明確にするため、「**監査プログラムの範囲**」のプロセスフローガイダンスに沿った内容がセクション 5.3.3 に移動しました。

監査プログラムの確立 – 旧版では「監査プログラムの責任、資源及び手順」となっていたタイトルが改訂されました。本セクションで新たに加わったのが、「監査プログラムを管理する人の力量」のガイダンスです。また、例えば、監査プログラムにおける効果的でないコミュニケーションに関連するリスクなど、「監査プログラムのリスクの明確化及び評価」のガイダンスも新たに追加されています。

監査プログラムの実施 – より詳細なガイダンスが提供されており、監査プログラムを管理する人が、それを実施するために何をすべきかがより明確に説明されています。

「各監査の目的、適用範囲及び基準を規定する」ニーズがサブセクションとして設定されています。これにより、各監査に、例えば「マネジメントシステムの潜在的な改善が必要な領域の特定」のような明確な目的を設定すべきであることが明らかになりました。これは、何の明確な目的や目標も設定されないまま監査が計画され実施されるような監査システムが多いという脆弱性への対処です。

2nd Floor North
Chancery Exchange
10 Furnival Street
London
EC4A 1AB
Tel +44 (0)20 7245 6833
Fax +44 (0)20 7245 6755
Email irca@irca.org
Website www.irca.org

IRCA is an operationally independent division of the Chartered Quality Institute, incorporated by Royal Charter and registered as charity number 259678

Headquarters and Registered Office:
2nd Floor North
Chancery Exchange
10 Furnival Street
London
EC4A 1AB

また、このセクションでは異なる分野の複数のマネジメントシステムを同時に監査する際に考慮すべき問題が強調されています。

新たなサブセクション「**監査方法の選定**」が設定され、これに関するガイダンスが附属書 B に追加されました。遠隔インタビューの実施や遠隔的な記録へのアクセスなど、遠隔監査における技術の利用を考慮すべく、旧版におけるオンサイト又はオフサイトでの監査方法への極めて単純化されたアプローチは改訂されています。

他にも、以下のようなサブセクションがあります。

- 監査チームメンバーの選定
- 各監査におけるチームリーダーへの責任の割り当て
- 監査プログラムの成果の管理
- 監査プログラムの記録の管理及び維持

つまり、旧版では監査プログラムを実施する際に取り扱う必要のある重要項目がリストアップされていましたが、これらに包括的なガイダンスを提供するため、ISO 19011:2002 のセクション 5.4 が詳細に書き改められたのです。ISO 19011:2002 のセクション 5.5 - 「監査プログラムの記録」は 2011 年版ではセクション 5.4 に組み入れられています。

監査プログラムの監視 及び**監査プログラムの見直し及び改善** - これら 2 つのセクションは、旧規格の「監査プログラムの監視及びレビュー」に代わるものです。以下の必要性を考慮するため、軽微な拡大及び言及がなされています。

- 監査チームメンバーのパフォーマンスの評価
- レビューの一部として、代替案または新たな監査方法を考慮すること
- 監査プログラムに関連するリスクへの対応策の有効性のレビュー
- プログラムに関わる機密保持及び情報セキュリティ問題のレビュー

6. **監査の実施** - セクション 5 と同様、このガイダンスは改善され、より詳細に記述されている部分もあります。ISO 19011:2002 で記述されていたように、このセクションは監査プロセスの流れに沿って構成されています。

- 6.1 一般
- 6.2 監査の開始
- 6.3 監査活動の準備
- 6.4 監査活動の実施
- 6.5 監査報告書の作成及び配布
- 6.6 監査の完了
- 6.7 監査のフォローアップの実施

全てではありませんが、いくつかの変更について、以下に改訂の程度及び本質についてご説明します。

2nd Floor North
Chancery Exchange
10 Furnival Street
London
EC4A 1AB
Tel +44 (0)20 7245 6833
Fax +44 (0)20 7245 6755
Email irca@irca.org
Website www.irca.org

IRCA is an operationally independent division of the Chartered Quality Institute, incorporated by Royal Charter and registered as charity number 259678

Headquarters and Registered Office:
2nd Floor North
Chancery Exchange
10 Furnival Street
London
EC4A 1AB

監査の開始 - 2011年版ではチームリーダーの指名や監査目的、適用範囲、基準の明確化には言及していません。これらは監査プログラムの管理のセクションで取り扱われているためです。また、2011年版では「被監査者との最初の連絡の確立」及び「監査の実現可能性の決定」に焦点が当てられています。

監査活動の準備 - 2002年版では「文書レビューの実施」及び「現地監査活動の準備」の2セクションに分かれていたものが、一つにまとめられました。2008年版では以下の項目が網羅されています。

- 監査の順義における文書レビューの実施
- 監査計画書の作成
- 監査チームへの作業の割り当て
- 作業文書の作成

ISO 19011:2011では、準備のために文書レビューを行う目的は、監査活動と適用可能な作業文書を準備するための情報を収集することであると説明しています。また、潜在的なギャップを検出するため、システム文書の程度の概観を確立することも目的であるとしています。

これまでは文書レビュー（監査基準とシステムとの適合性を決定するための文書のレビュー）と呼ばれていた活動が、新規格では監査活動の実施のセクションの一部として取り扱われています。

監査活動の実施 -以下の項目が網羅されています。

- 初回会議の開催
- 監査中の文書レビューの実施
- 監査中の連絡
- 案内役及びオブザーバーへの役割及び責任の割り当て
- 情報の収集及び検証
- 監査所見の作成
- 監査結論の作成
- 最終会議の開催

監査報告書の作成及び配布 -大幅な変更はありません。

監査の完了 -大幅な変更はありません。

監査のフォローアップの実施 -大幅な変更はありません。本文では、監査後の活動には修正、是正処置、及び予防または改善のための処置が行われる可能性のあることが明確に述べられています。修正への言及が追加されました。

7. **監査員の力量及び評価** - ISO 19011:2011では複数の分野を網羅したマネジメントシステムの監査を取り扱っているため、いくつかの大幅な変更が導入されています。新たなガイダンスには以下の項目が含まれています。

監査プログラムのニーズを充足するための監査員の力量の決定 - 監査対象となるマネジメントシステムの分野についてなど、適切な知識及び技能

2nd Floor North
Chancery Exchange
10 Furnival Street
London
EC4A 1AB
Tel +44 (0)20 7245 6833
Fax +44 (0)20 7245 6755
Email irca@irca.org
Website www.irca.org

IRCA is an operationally independent division of the Chartered Quality Institute, incorporated by Royal Charter and registered as charity number 259678

Headquarters and Registered Office:
2nd Floor North
Chancery Exchange
10 Furnival Street
London
EC4A 1AB

を決定する際に考慮すべき要素を明確にしたセクションです。このセクションでは旧版から引き続き、以下の項目について説明しています。

個人的特質 – 監査員が監査活動の実施中に示すべき特質。例えば、観察力がある、知覚が鋭い、改善を受け入れる、文化的感覚が鋭い、協力的である、などです。いくつかの特質は、ISO 19011:2002 から拡大されています。

知識及び技能 – セクションは以下のように構成されています。

● **マネジメントシステム監査員としての一般的知識及び技能** – 複数の分野を基礎としたマネジメントシステムを監査し、ISO 19011:2011 の他の部分を実施するために必要な知識及び技能を習得する、という形に拡大されています。例えば、監査に関連するリスクの種類を理解すること、組織の種類に関する知識を有すること、一般的なビジネス及びマネジメントの概念、プロセス及び関連用語、予算及び要員の運営管理などです。このセクションに追加された多くの項目が、組織の事業活動、管理当局、ビジネス環境、法的及び契約上の要求事項、経営層の方針及び組織に対する意向など、より幅広いコンテキストにおいて監査員が分野及びセクターの要求事項や監査所見を適切に位置づけることができることへの必要性を取り扱っています。

● **マネジメントシステム監査員としての分野及びセクター特有の知識及び技能** – (EMS などの分野及び航空宇宙などのセクター)。ISO 19011:2002 では品質マネジメントシステム監査員及び環境マネジメントシステム監査員のためのガイダンスが提供されており、各セクションに分けられた上でどちらにも監査員の知識及び技能の要求事項に関するガイダンスが記述されていました。ISO 19011:2011 では、これら2つのセクションは全てのマネジメントシステムに適用されなければならない知識及び技能を明確化した一つのセクションに代わりました。例として、以下のような知識について規定されています。

- 特定の分野に関連する法的要求事項。
- 監査員がマネジメントシステムを調査し、適切な監査所見及び結論を作成できるに十分な、分野の原理及びビジネス及び技術に関する分野特有の方法、技術、プロセス及び慣行の適用について。
- 監査員が監査プログラムに関連するリスクを評価及び管理できるようにするための、分野及びセクターに関するリスクマネジメントの原則、方法及び技術。

ISO 19011:2011 の**附属書 A**には、各分野に特有の監査員の知識及び技能に関するガイダンスが提供されています。

- 輸送安全マネジメント
- 環境マネジメント
- 品質マネジメント
- 記録の運用管理
- 回復力、セキュリティ、準備及び継続マネジメント
- 情報セキュリティ
- 労働安全衛生

2nd Floor North
Chancery Exchange
10 Furnival Street
London
EC4A 1AB
Tel +44 (0)20 7245 6833
Fax +44 (0)20 7245 6755
Email irca@irca.org
Website www.irca.org

IRCA is an operationally independent division of the Chartered Quality Institute, incorporated by Royal Charter and registered as charity number 259678

Headquarters and Registered Office:
2nd Floor North
Chancery Exchange
10 Furnival Street
London
EC4A 1AB

セクター特有の知識及び技能についてのガイダンスはありません。これらについては将来開発され、別の形で発行されるかもしれません。

- **監査チームリーダーとしての一般的な知識及び技能** – 新規格には、以下を行うための知識及び技能が含まれています。
 - 各監査チームメンバーの長所及び短所のバランスを取る
 - 監査チームメンバー間の協調した作業関係を築く
 - 監査目的の達成について不明確な点を管理する
- **複数の分野を取り扱っているマネジメントシステムを監査するための知識及び技能** – 2002年版では、品質及び環境マネジメントシステムの両方を監査する監査員に限定されており、非常に規定的でした。2011年版では、原則として、異なるマネジメントシステム間の関連性と相乗効果など、知識及び技能の要求事項が記述されています。

監査員としての力量の達成 – 旧版の非常に規定的なガイダンスから大幅に改訂されているセクションです。例えば、ISO 19011:2002では5年間の実務経験や20日間の監査経験などについて言及していますが、2011年版では詳細なガイダンスを示さずに、監査員の知識及び経験は教育、監査員トレーニングプログラム、関連の技術的、経営的、または専門的役職及び監査経験が組み合わさって獲得できるものであることを認めています。

監査員の評価 – ISO 19011:2011では、以下に関するガイダンスを提供しています。

- **監査員の評価基準の確立** – 2002年版と同様、基準は監査技能の実証など定性的であってもよく、実施した監査の回数など定量的であってもよいとされています。
- **適切な監査員の評価方法の選定** – 2002年版と同様、記録のレビュー、フィードバック、インタビューなどの評価方法に関するガイダンスです。
- **監査員の評価の実施** – 個人について収集した情報を基準と比較するのが望ましいというシンプルな文言です。また、その基準が満たされない場合は追加のトレーニング、業務経験または監査経験、及びその後の再評価を行うのが望ましいとされています。

全体的に、ガイダンスはそれほど変更されていません。但し、表現は単純化され、より理解しやすくなっています。

監査員の力量の維持及び改善 – マネジメントシステム監査への参加及び専門能力の継続的開発を通じ、監査員及びチームリーダーは継続的に力量を向上するのが望ましいという文言に大きな変更はありません。

このガイダンスでは、監査プログラムを管理する人は監査員及びチームリーダーのパフォーマンスを評価するための適切な機構を確立するのが望ましいことが明確にされています。

附属書 A (参考) – 分野特有の監査員の知識及び技能の実例

2nd Floor North
Chancery Exchange
10 Furnival Street
London
EC4A 1AB
Tel +44 (0)20 7245 6833
Fax +44 (0)20 7245 6755
Email irca@irca.org
Website www.irca.org

IRCA is an operationally independent division of the Chartered Quality Institute, incorporated by Royal Charter and registered as charity number 259678

Headquarters and Registered Office:
2nd Floor North
Chancery Exchange
10 Furnival Street
London
EC4A 1AB

組織が自らの監査員の力量基準を開発し、監査員の選定を行う際の支援として用いるために選択することができるガイダンスを提供しています。

附属書 B (参考) – 監査を計画し実施する監査員のための追加ガイダンス

審査員／主任審査員トレーニングコースで説明されることが多い、より実際的なガイダンスです。例として、附属書 B に記載されているものを以下に挙げます。

- **情報源の選定** – インタビュー、活動の観察、データベース、ウェブサイトなど、選択すべき情報源のリスト。
- **文書レビューの実施** – 文書内の情報は完全で正確、整合性があり、最新のものかどうかなど、監査員が考慮すべき事項のリスト。
- **作業文書の準備** – 誰がこの作業文書を利用するかなど、各文書への考慮事項。
- **サンプリング** – サンプリング方法、判断に基づくサンプリング、統計的サンプリングに関するガイダンス。
- **被監査者を訪問する際のガイダンス** – 現地での活動の計画及び実施に関する実際的なガイダンス。例として、全ての必要な個人防護具が利用可能であることを被監査者に確認する、写真を撮る場合は事前に承認を経営陣から取り付ける、セキュリティ及び機密保持に関する事項を考慮するなど。

他のガイダンスには、インタビューの実施、監査所見（監査所見の決定、適合の記録、不適合の記録）、複数の基準に関連する所見の取り扱いに関するものなどがあります。

以上

2nd Floor North
Chancery Exchange
10 Furnival Street
London
EC4A 1AB
Tel +44 (0)20 7245 6833
Fax +44 (0)20 7245 6755
Email irca@irca.org
Website www.irca.org

IRCA is an operationally independent division of the Chartered Quality Institute, incorporated by Royal Charter and registered as charity number 259678

Headquarters and Registered Office:
2nd Floor North
Chancery Exchange
10 Furnival Street
London
EC4A 1AB